

第四大工場ニ於テハセネスト決行ニ依リ格別ノ痛痒ナキモ
小工場ノ打撃甚大ニシテ中ニハ棄業或ハ倒産者ヲ出ス虞アリ
トコト

第五依リニ取工組合ノ助力ニ依リ今回ノ値上斗争ニ成功ス
ルモ之レカ為ノ將來業組合並取工組合同ノ成多ノ問題ニ関
シ要例ヲ残ス結果トナル

等々ノ理由ヨリ取工組合側ヨリノ共同斗争申込ヲ拒否スル
ト同時ニ取工組合ニ対シ自重方ヲ促シ一面業組合トシテノ
最後ノ態度ヲ決定スヘク十月二十五日手拭部會ヲ日本橋伊
勢由俱乐部ニ召集報議ノ結果

以取工組合トノ共同戦線並セネスト及対
四ゼネスト中止ヲ勧告シ若シ應セズレテ敢行シタル場合ハ
主謀取工ハ將來ニ絶対使用セサルコト
ニ四十名ノ出席者中三十九対一ヲ以テ可決シ

三 東京織物同業組合ノ態度

同業組合ハ能ク迄取工組合ノ助力ヲ藉ラス独自ノ立場ニ於
テ同屋ニ対スル歎願交渉ヲ繼續スルコトニ終始態度セリ

織物同業組合ニアリテハ東京染色加工同業組合並全團手中

工組合ヨリノ賃金値上歎願ニ関シ十月二十五日午後三時ヨリ
日本橋区堀前町一六ノ四番地組合事務所ニ於テ昭和八年十
一月争議当時ノ幹部沢井藤助以下七名出席後負會ヲ閉
催報議ノ結果

以従業員組合トハ直接何等ノ關係ナキヲ以テ回答ノ要ナキ
モ加工同業組合長ヲシテ別記四ノ通牒ヲ各同屋ニ送セリ
皆伝達方依頼スルコト

四加工同業組合ノ歎願ニ対シテハ組合対組合ノ問題トセズ
各同屋対工場主ノ問題トシテ善処スル様回答シ一面同屋
組合トシテ各同屋指定工賃勵行方ノ通牒ヲ送スルコト